

開 発 審 査 会 基 準 第 21 号

農家レストラン

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法）」第5条第1項に基づき認定された総合化事業計画に記載された農家レストランを建築する場合で、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

- 1 「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法）」第5条第1項に基づき認定された総合化事業計画に記載の農家レストラン設置要綱」（愛知県農業水産局）により認定を受けたものであること。
- 2 次の各号に該当するものであること。
 - (1) 申請地の主たる出入口から交差点に至るまでの道路の幅員は、6メートル以上であること。
 - (2) (1)の道路が接続する道路の幅員は6メートル以上であること。
 - (3) 申請地は、原則として延長敷地形状でないこと。やむを得ず延長敷地形状とする場合は、その路地状部分の幅員を6メートル以上とすること。
 - (4) 仮眠・宿泊施設又は居住施設を含まないこと。
- 3 市町村の農業施策及び都市計画の観点から所在市町村長から支障がない旨の副申書が添付されているものであること。
- 4 開発又は建築を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

附 則

この基準は、令和4年12月26日から施行する。